

答 申

第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和5年1月11日付け山口警県第4号で行った個人情報開示請求の部分開示決定（以下「本件処分」という。）は別表の欄に掲げる部分は開示すべきであるが、その余の判断は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、2022年12月2日付けで実施機関に対し、山口県個人情報保護条例（平成13年山口県条例第43号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により、「私が〇〇〇〇年〇〇月提起した国賠訴訟（被告・山口県、事実上は県警）に関する書類一切（〇〇署が保有するもの）」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に係る公文書として、〇〇警察署長が警察本部長に対して、経緯及び今後の方針等を報告するために作成した「個人情報開示請求手続き等をめぐる国賠訴訟の申し立てについて」（以下「本件公文書」という。）を特定した。

3 実施機関の処分

実施機関は、令和5年1月11日付けで本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、2023年2月10日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求めるといものである。

2 審査請求の理由

（省略）

3 実施機関の理由説明に対する意見

（省略）

第4 実施機関の説明要旨

1 事実の認否

(省略)

2 本件審査請求に対して棄却を求める理由

(1) 特定した公文書について

(省略)

(2) 条例第16条第8号の解釈

(省略)

(3) 条例第16条第8号の該当性

(省略)

3 実施機関としての意見

(省略)

第5 審査会の判断

1 本件公文書について

(1) 本件公文書の内容

本件公文書は、審査請求人から〇〇警察署における情報開示請求手続等をめぐって、権利を侵害された旨の国賠訴訟手続を行った旨の申立てを受け、〇〇警察署長が警察本部長に対して、同手続等に関する経緯及び今後の方針等を報告するために作成した「個人情報開示請求手続き等をめぐる国賠訴訟の申し立てについて」であり、実施機関の職員が職務上取得、又は作成した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであり、条例第2条第4項に規定する「公文書」に該当する。

なお、実施機関は、条例第16条第3号、同条第8号に該当することを理由に本件処分を行っていることから、以下、実施機関が主張する非開示理由の妥当性について検証する。

(2) 条例第16条第3号について

条例第16条は、実施機関は、第3号に規定する「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」は開示をしないことができるとしながらも、同号ただし書において、同号イからハマまでに掲げる情報を除くと規定されている。

(3) 条例第16条第8号について

条例第16条は、実施機関は、第8号に規定する「県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画又は実施細目、争訟又は交渉の方針その他の事務又は事業に関する情報であつて、当該事務又は事業の性質上、開示をすることにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

これは、県の機関又は国等の機関が行う事務又は事業の実施の目的を失わせるおそれがある情報等を非開示とすることを定めたものであるとされている。

ここで、「争訟」とは、訴訟及び行政不服審査法その他の法律に基づく不服申立てをいい、「その他の事務又は事業に関する情報」とは、県の機関又は国等の機関が行う一切の事務又は事業に関する情報をいうとされている。

そして、「円滑な実施を著しく困難にする」とは、経費が著しく増大し、又は実施の時期が大幅に遅れること、反復継続される同種の事務又は事業の実施が著しく困難になることなどをいうとされている。

なお、「著しく困難にするおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量をできるだけ限定しようとする趣旨から、単なる「困難」では足りず、また、「おそれ」の有無及び程度についても、客観的、具体的に判断しなければならず、適用に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならないとされている。

2 非開示情報該当性について

(1) 警察職員の氏名、印影について

本件公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、起案文書中の起案者欄において実施機関が非開示とした部分に、警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影が記載されていることを確認した。

これらの情報は、いずれも、条例第16条第3号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報に該当し、かつ、同号イからハマまでに掲げる情報に該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

(2) 起案者欄の警察電話の内線番号

本件公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、起案文書中の起案者欄中、起案者の職氏名欄に警察電話の内線番号が記載されていることを確認した。

この情報は、その性質に鑑み、一般的に考えれば、開示することにより、警察に対して反発や反感を抱いている者から、業務妨害を目的とした当該内線電話に対する電話を受けることで業務の停滞につながるなど、警察電話における通信の正常かつ能率的な運営に影響が及び、通常業務における連絡、突発重要犯罪や緊急事態へ

の対応等、警察業務の円滑な遂行を著しく困難にするおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められる。

したがって、この情報は、条例第16条第8号に該当することから、非開示が妥当である。

(3) 今後の方針の内容について

本件公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、項目「5 今後の方針」の内容について、審査請求人に対する今後の対応方針が記載されていることを確認したが、この情報は、実施機関が主張するような開示により事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるとは想定しがたいものと見受けられた。

この情報について、実施機関は争訟が予定される案件に対処するための内部的な一般の方針に関する情報であり、かつ、審査請求人もその内容を通常では知り得ることができないものであるとし、内部情報が公開されれば、本来公平であるべき争訟の場において、警察が一方的に不利となるおそれがあり、敗訴すれば県民からの警察に対する信頼を損なうおそれがあるほか、県の財産を毀損する結果になることは明らかである、と主張する。

しかし、条例第16条第8号に規定する情報の開示・不開示の判断に当たっては、事業若しくは事業の「円滑な実施を著しく困難にするおそれ」について、単なる「困難」では足りず、また、「おそれ」の有無及び程度についても、客観的、具体的に判断しなければならないとされていることから、一般的な対応方針について非開示とした上記の実施機関の主張は首肯できない。

以上からこの情報を開示しないことが相当とした実施機関の判断は条例第16条第8号の解釈を誤っており、同号に該当しないことから開示が妥当である。

3 結論

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別表（審査会が開示すべきと判断した部分）

公文書の件名	審査会が開示すべきと判断した部分
個人情報開示請求手続き等をめぐる 国賠訴訟の申し立てについて	「5 今後の方針」において非開示とした部分

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和5年 5月11日	実施機関から諮問を受けた
令和6年 5月28日	事案の審議を行った
令和6年 7月19日	事案の審議を行った。
令和6年 10月29日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	役職名	備考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
石 原 詠美子	弁護士	第二部会 部会長職務代理者
松 本 香代子	司法書士	

(令和6年10月29日現在)